

令和3年度 第2回東御市人権尊重のまちづくり審議会次第

日 時 令和3年11月9日（火）
午後1時30分～午後3時30分
場 所 東御市中央公民館 3階講堂

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 「東御市人権尊重まちづくり市民の集い」について

4 その他

5 閉会

東御市人権尊重のまちづくり審議会委員・幹事名簿（任期：R3.4.1～R5.3.31）

○審議会委員(13名)

氏名	現職名	備考
荻原 慎一郎	人権擁護委員	
中澤 実枝子	東御市女性団体連絡協議会代議員	
瀬田 智之	東御市議会議員	
中野 裕頭	東御市立北御牧中学校長	
西藤 千代子	部落解放同盟東御市協議会会長	
鳴澤 恵美子	部落解放同盟東御市協議会書記長	
櫻井 能成	東御市企業人権同和教育連絡協議会会長	
大谷美知子	東御市民生・児童委員協議会 和地区民生児童委員協議会会長	
高見沢 心	東御市身体障害者福祉協会会計兼総務部長	
唐澤 光章	東御市シニアクラブ連合会会長	
青木 豊英	東御市PTA連合会会長 北御牧小学校PTA会長	
原澤 利明	東御市公民館館長	
小山 隆文	東御市教育長	

○審議会幹事(10名)

氏名	現職名	備考
柳沢 秀夫	東御市市民生活部長	
小林 秀行	東御市健康福祉部長	
坂口 光枝	東御市教育委員会教育次長兼教育部長	
西澤 好美	東御市健康福祉部子育て支援課長	令和3年10月1日～
小林 裕次	東御市健康福祉部福祉課長	
寺田 嘉彦	東御市健康福祉部健康保健課長	令和3年10月1日～
山辺 修	東御市教育委員会教育部教育課長	
樋沢 聡	東御市地域づくり・移住定住支援室長	
高藤 博幸	東御市市民生活部生活環境課長	
上原 代夫	東御市市民生活部人権同和政策課長兼男女共同参画係長	

○審議会庶務(6名)

氏名	現職名	備考
池田 恵子	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係長	令和3年10月1日～
坂井 美嗣	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係人権同和教育指導員	
市川 寿人	東御市市民生活部人権同和政策課人権同和政策係主査	令和3年10月1日～
土屋 岳史	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係長	
岡澤 健一	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係指導主事	
相澤 千恵	東御市教育委員会教育部教育課学校人権同和教育係職員	

(1) 「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」について

ア 実施要領について

イ 講演会講師について (チラシ参照)

ウ 当日の仕事内容・役割分担について

受付係・司会進行・開、閉会の言葉・館内誘導係・駐車場係

*西藤委員は事務局スタッフとして出役

*幹事の市民生活部長・人権同和政策課長・教育課長は除く

(敬称略)

担当係	令和3年度		令和元年度(参考)	
受付係 (委員4名) (幹事2名)	鳴澤委員	櫻井委員	鳴沢委員	清水委員
	大谷委員	高見沢委員	田邊委員	尾芦委員
	西澤幹事 (子育て支援課長)	小林幹事 (福祉課長)	坂口幹事 (子育て支援課長)	小松幹事 (健康保健課長)
司会進行 (委員1名)	中澤会長代理		中澤会長代理	
開会の言葉・閉会の言葉 (委員1名)	荻原会長		柳澤会長	
謝辞(委員1名)	小山委員(教育長)		小山委員(教育長)	
館内誘導等 (委員5名) (幹事2名)	唐澤委員	青木委員	大谷委員	唐澤委員
	原澤委員	瀬田委員	富岡委員	
	中野委員			
	小林幹事 (福祉部長)	坂井幹事 (教育次長)	小林幹事 (教育次長)	吉澤幹事 (健康福祉部長)
駐車場係 (幹事3名)	寺田幹事 (健康保険課長)	高藤幹事 (生活環境課長)	小林幹事 (福祉課長)	高藤幹事 (生活環境課長)
	樋沢幹事 (地域づくり・ 移住定住支援室長)		樋沢幹事 (地域づくり・ 移住定住支援室長)	
後片付け	皆さん全員でお願いします。(審議会委員・幹事・事務局)			

エ 当日のスケジュールについて

時 間	内 容
10時30分	司会進行集合（進行リハーサル） 集合場所：3階 講堂前ロビー
12時20分	審議会委員・幹事集合（打ち合わせ） 集合場所：3階講堂前ロビー
12時30分～	受付資料準備（受付係・館内誘導係） ステージ打ち合わせ（司会進行係他）
13時00分	受付開始（資料配布）（館内誘導） 表彰式リハーサル
13時30分～ 14時00分	1 開 会 （1）あいさつ 市長あいさつ、議会議長あいさつ、法務局支局長紹介 （2）人権啓発作品表彰 市長から受賞者へ、賞状および記念品の授与
	※ ステージ準備の間、人権擁護委員活動の紹介 ※ 司会進行で講師紹介
14時00分～ 16時00分	2 講 演 「ある精肉店のはなし ～命をたべて いのちは生きる～」 講演者：北出 昭 さん（貝塚市人権協会会長）
	※ 質疑応答・謝辞
16時00分	3 閉 会
	※ 終了後、全員で後片付け

オ 来年度の講演会講師について

（テーマ）※詳細は別紙参照

平成26年度	障がい者の人権
平成27年度	人権全般
平成28年度	同和問題（部落差別）
平成29年度	子どもの人権
平成30年度	人権と平和
令和元年度	北朝鮮拉致問題
令和2年度	（中 止）
令和3年度	同和問題（部落差別）
令和4年度	<u>インターネットの人権問題</u>

(参考資料)

* 人権尊重のまちづくり市民の集い 実施内容(平成26年度～)

平成26年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月5日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約250名 |
| 4. 実施内容 | ・講演「生きながら生まれ変わる」
講師:カウンターテナー 米良美一
・人権啓発作品展
・心配ごと相談 |

平成27年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月5日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約250名 |
| 4. 実施内容 | ・講演「新ちゃんのお笑い人権高座」(人権全般)
講師:落語家 露の新治
・人権啓発作品展
・心配ごと相談 |

平成28年度の主な内容

- | | |
|---------|--|
| 1. 開催日 | 12月10日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約200名 |
| 4. 実施内容 | ・講演と伝統芸能 ～福を運んだ「でこまわし」～(同和問題)
講師:芝原文化研究所代表、阿波木偶箱まわし保存会顧問
辻本 一英
阿波木偶箱まわし保存会
中内 正子、南 公代
・人権啓発作品展
・心配ごと相談 |

平成29年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月9日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約200名 |
| 4. 実施内容 | ・講演「子どもの貧困と地域社会」(子どもの人権)
講師:NPO法人さいたまユースサポートネット代表
青砥 恭
・人権啓発作品展
・心配ごと相談 |

平成30年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月8日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約250名 |
| 4. 実施内容 | ・講演「みんなで考えよう!人権・平和・豊かな心(人権全般・平和)
～人権と平和を語るコンサート～」
講師:シンガーソングライター
清水 まなぶ
・人権啓発作品展
・人権作文朗読 |

令和元年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月7日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約300名 |
| 4. 実施内容 | ・講演「夢と絆」
講師:新潟産業大学経済学部准教授
蓮池 薫
・人権啓発作品展
・人権作文朗読 |

令和2年度 中止

令和3年度の主な内容

- | | |
|---------|---|
| 1. 開催日 | 12月4日(土) |
| 2. 場所 | 中央公民館 |
| 3. 参加者 | 約120名 |
| 4. 実施内容 | ・講演『ある精肉店のはなし』命をいただき、いのちは生きる
講師:大阪府宝塚市人権協会会長
北出 昭
・人権啓発作品展 |

令和3年度「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」実施要領

1 趣 旨

人権とは、誰もが生まれながらに持っている人間が人間らしく生きるための権利であり、人類の歴史の中で獲得された、最も重要な財産です。

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権が保障される社会の実現を目指して、市町村、県、国ひいては世界中において取組みがなされています。

東御市においても、部落差別（同和問題）、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題についての取組みを推進し、差別のない、真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的として、「東御市人権尊重のまちづくり条例」が平成16年12月に制定され、平成18年2月に基本方針・基本計画が策定されました。その後、5年ごとに基本方針・基本計画の見直しを行っており、令和3年2月に第3回改定を行いました。その間の平成28年には、人権3法といわれる「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」が相次いで施行されました。

そのような状況の中、現在、基本方針・基本計画に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の撤廃と人権の擁護を図るための取組みを推進し、一層の人権意識の普及・高揚に努めています。

私たち一人ひとりの人権意識の向上が求められているなか、その認識をより一層高めるため、多くのみなさんの参加を得て、ここに「東御市人権尊重のまちづくり市民の集い」を開催します。

- | | | |
|---|-------------------------|--|
| 2 | 日 時 | 令和3年12月4日（土）午後1時30分～（概ね2時間30分） |
| 3 | 場 所 | 東御市中央公民館 3階 講堂 |
| 4 | 主 催 | 東御市・東御市教育委員会
東御市人権尊重のまちづくり審議会
上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会 |
| 5 | 協 力 | 上田人権擁護委員協議会東御市支会 |
| 6 | 内 容 | |
| | (1) 開 会 | 午後1時30分 |
| | あいさつ | |
| | 人権啓発作品表彰 | |
| | (2) 講 演 「ある精肉店のはなし」 | |
| | いのちを食べて いのちは生きる（仮題） | 午後2時00分 |
| | 講演者 北出 昭 氏（貝塚市人権協会会長） | |
| | ミニDVDの上映に続き、講師の講演、太鼓の演奏 | |
| | (3) 閉 会 | 午後3時50分 |

7 その他

- | | | |
|-----------------------------|---------------|-------|
| (1) 人権啓発作品の展示（人権啓発ポスター、標語等） | 11月27日～12月12日 | 2階ホール |
| (2) 本人告知制度の案内と展示 | | |
| (3) 人権擁護委員制度及び活動の紹介と展示 | | |
| (4) 人権の花運動活動展示 | | |
| (5) 各小学校の人権啓発センター見学感想の展示 | | |

○東御市人権尊重のまちづくり条例

平成16年12月28日

条例第185号

改正 令和3年3月30日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の精神並びに部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他の差別の解消を目的とした法律の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題を解決するため、部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての取組みを推進する施策の基本となる事項を定め、もって差別のない真に人権が尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、市行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の環境づくり並びに人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

2 市は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの一員であることを自覚し、人権意識の向上に努めるとともに、市が行う人権施策に協力しなければならない。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 教育啓発その他の人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 相談に的確に応ずるための体制に関すること。
- (4) 部落差別、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題についての課題ごとの施策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりのために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、次条第1項の規定により設置される東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更等について準用する。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 基本方針その他人権施策について調査審議し、及び推進するため、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東御市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 東御市特別職の職員等の給与に関する条例（平成16年東御市条例第45号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年3月30日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東御市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成16年12月28日

規則第107号

改正 平成21年3月31日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、東御市人権尊重のまちづくり条例（平成16年東御市条例第185号）第5条第6項の規定により、東御市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第4条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第5条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部人権同和政策課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

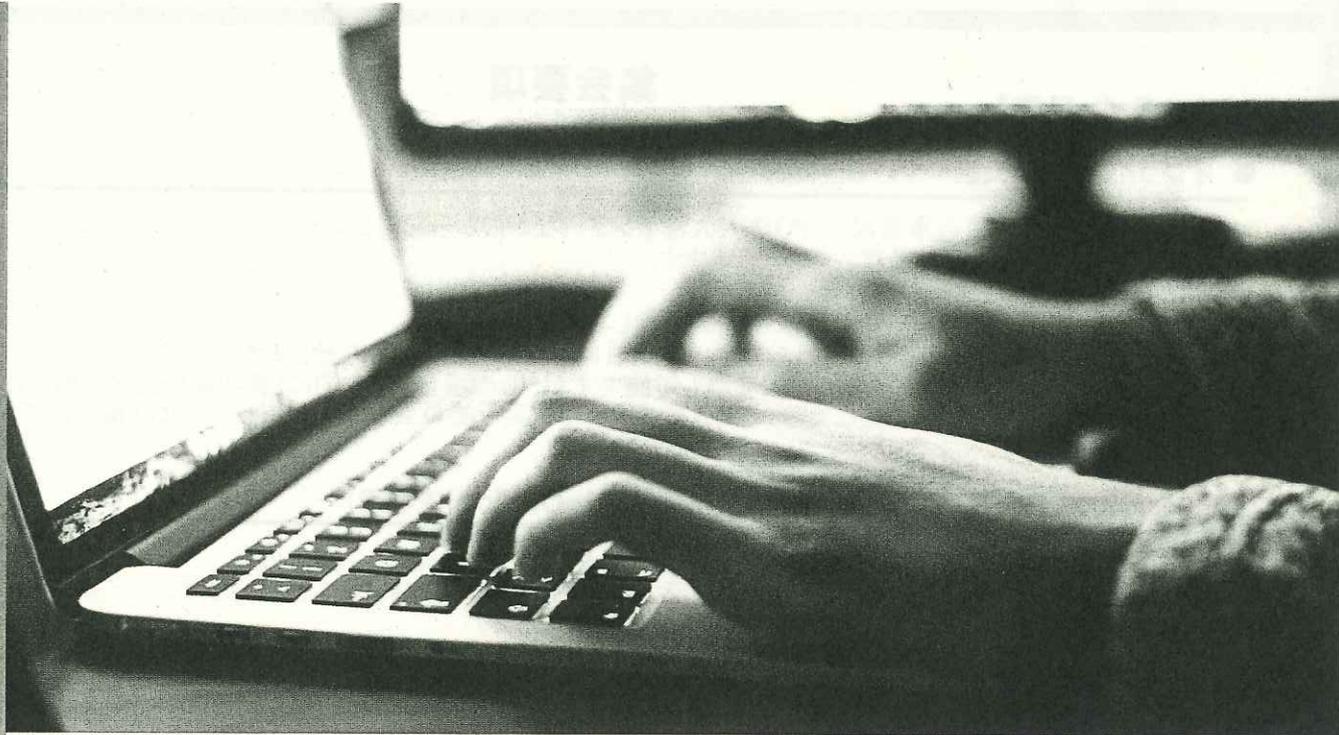
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第7号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

Let there be light in all human beings.



第58回

長野県部落解放研究集会

オンライン開催

2021/12/22 (水) 10:00~15:00

オンライン受講 (人数制限 500名) 会場受講 (40名)
会場 : 長野市若里 長野市中央隣保館
受講料 : 2,000円 (参加資料代)

開会 実行委員長あいさつ 10:00~10:15

講演

「ネット人権侵害と部落差別の現実」 10:15 ~ 12:10

～『全国部落調査』復刻版裁判を通して～

講師 川口 泰司さん (一社)山口県人権啓発センター 事務局長

「人権って何だろう？」 13:10 ~ 14:40

～人権を守る仕組み、どうして差別はうまれるの～

講師 金子 匡良さん 法政大学 法学部教授

お申込み
お問い合わせ

長野県部落解放研究集会 事務局
長野市若里1-19-5 長野市中央隣保館内 (NPO法人人権センターながの)
TEL026-225-5045 FAX026-227-0212
E-MAIL jinken-nagano@vesta.ocn.ne.jp URL <http://jinkennagano.com/>

集会要項

■【オンライン受講】

■ オンライン配信と受講について

- ・研究集会は実行委員会事務局、NPO法人人権センターながのから配信します。
- ・パソコン、タブレットなどで受講していただきます。
- ・集会の資料は事前に郵送します。
- ・後日、YouTube(ユーチューブ)で限定動画配信します。
配信は1回のみです。映像視聴される方には配信日時とURLを後日お知らせします。
- ・テレビやプロジェクターを使用して複数受講も可能ですが、その場合(基本的に)参加資料代をお願いします。
- ・当日は受講者との質疑は予定しておりませんので、改めて実行委員会事務局にメールまたは電話にてお問い合わせください

■ Zoomをつかったオンライン受講の方法(当日はZoomウェビナーを利用)

- ・Zoomアプリは公式サイトでダウンロード(無料)できます。 <https://zoom.us/download>
※Zoomアプリをインストールせずに、各種ブラウザでアクセスして受講することもできます。
(★ブラウザの種類、バージョンなど一定の条件が必要です。)
※Zoom公式サイトで接続テストが可能です。 <https://zoom.us/test>
- ・お申込みいただいた方には、受講方法(URLもしくはIDとパスワード)を12月10日までにメール送信します。
(上記期日までにメールが届かない場合は事務局までご連絡ください。)

■ 留意事項

- ・受講環境(インターネットの通信環境、受信側音声、画像状況)については、講座当日までに必ず事前にZoomの接続テスト等でチェックのうえご参加ください。
受信側の受信環境のトラブルについては、当日の対応はできません。

■ 受講申し込み方法

- ・オンライン受講の方はメールにて必要事項(名前、住所、所属、E-mail、連絡先など)を送信してください。
(NPO法人人権センターながののホームページをご覧ください。できるだけ申込みExcelデータを使用してください。)
 - ・会場受講の方は参加申込をメール、郵送、FAXにて(名前、住所、所属、連絡先など)を送信してください。
(電話申込可能)
- (注) 実行委員会加盟団体の参加者はそれぞれの集約方法がありますので、所属団体にお問い合わせください。

■ 参加申込みと受講料の支払締め切り

2021年12月8日(水)(参加資料代は2,000円)

■ 支払い方法

- 1) 振り込み
実行委員会口座 八十二銀行 県庁内支店 普通預金 520756
「長野県部落解放研究集会実行委員会」
- 2) 来所
都合のつく方は来所ください。
- 3) 実行委員会の構成団体を通じたお申込みの場合は、別途方法(各団体でのとりまとめ)となりますので、所属団体に確認してください。

★ セミナーのチラシ、参加申込書等はNPO法人人権センターながののホームページにも掲載。

■【会場受講】

- ・会場での受講を希望される方は人数制限がありますので、できるだけ早めにお申し込みください。
申込み方法、締め切りは上記の通りです。受講資料は当日会場にてお渡します。

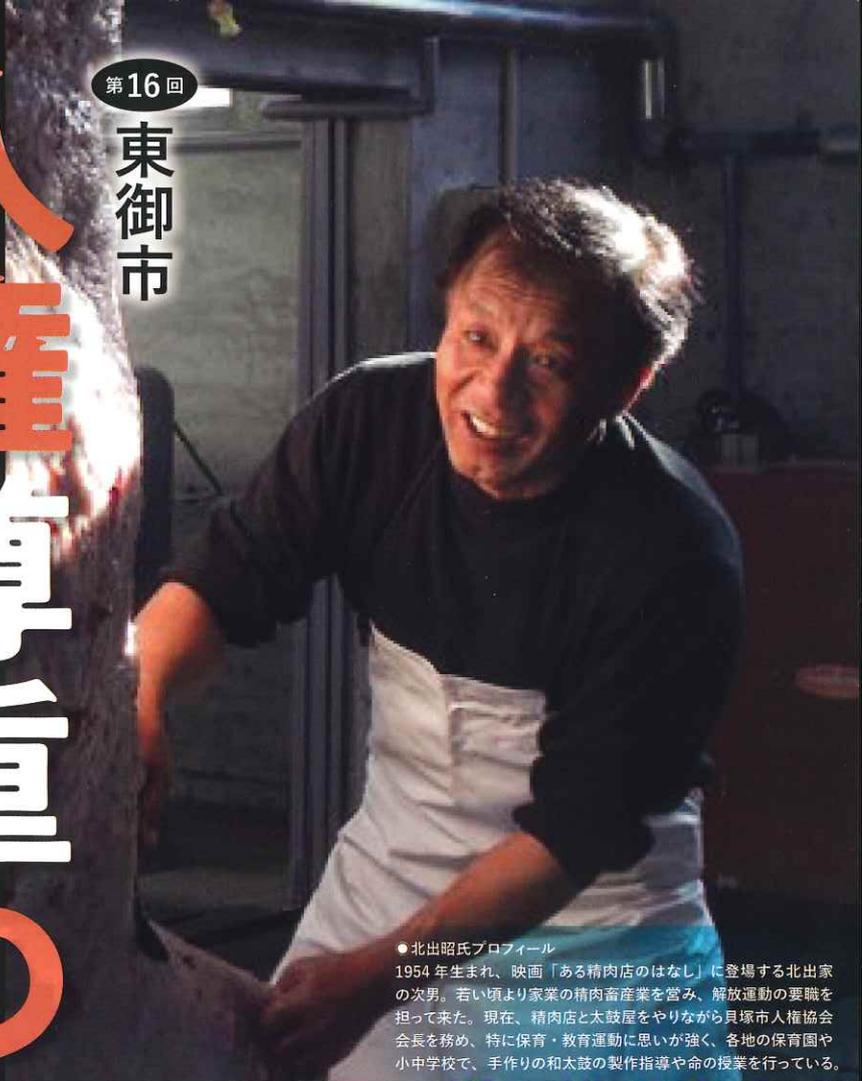
★ 禁止事項

1. 配信セミナーの写真撮影、録音、録画、それらの私的利用・改変、二次的利用、SNS等を用いた中継・投稿ならびに拡散・無断掲載などの行為。
2. 講師など他者への誹謗中傷、名誉毀損に当たる行為、講座を妨害する行為。
3. Zoom配信のURL、ID、パスワードの第三者への提供や拡散。

*このセミナーは長野県人権尊重社会づくり支援事業の補助対象事業です。

人権尊重の まちづくり 市民の集い

すべての人が尊重されるまちを目指して



●北出昭氏プロフィール

1954年生まれ、映画「ある精肉店のはなし」に登場する北出家の次男。若い頃より家業の精肉畜産業を営み、解放運動の要職を担って来た。現在、精肉店と太鼓屋をやりながら貝塚市人権協会会長を務め、特に保育・教育運動に思いが強く、各地の保育園や小中学校で、手作りの和太鼓の製作指導や命の授業を行っている。

私たちは命をいただき、命をつないで生きています。しかし、それがだれの、どのような仕事によって成り立っているか、関心を持つ人は少ないと思います。被差別部落で家業を継ぎ、牛を解体する仕事を生業とする家族を描いたドキュメンタリー映画「ある精肉店のはなし」のダイジェスト版を視聴後、出演者の北出さんのお話を伺い、命の大切さを学びます。その後、太鼓の張替えの実演、近江「むかで太鼓」保存会の演奏があります。

日時

令和3年 **12月4日(土)**
午後1時30分～(概ね2時間30分)

講演

『ある精肉店のはなし』
命をいただき、いのちは生きる 手話通訳あり

場所

東御市中央公民館
3階講堂

講師

大阪府貝塚市
人権協会会長 **北出昭さん**

表彰式

人権啓発最優秀作品の表彰
(人権作文・標語・ポスター)

※講演に先立ち、表彰式を行います。

太鼓演奏

近江「むかで太鼓」保存会の皆さん
滋賀県野洲市の郷土芸能として、近江の民話「むかで退治物語」をもとに表現した創作太鼓の演奏。国内はもとより、海外でも公演しています。

聴講をご希望の方は、下記の方法で、お名前とご連絡先をご連絡ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、先着120人とさせていただきます。

事前申込 電話：TEL 0268-64-5902 FAX：0268-64-5011
E-mail：jinken-douwa@city.tomi.nagano.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止等の場合があります。
※会場では、健康チェックシートの記載、検温、マスクの着用をお願いします。

人権啓発作品展示

(人権標語・作文・ポスター・なかよしの絵)
市内幼稚園、保育園、小中学校、高校、企業から募集した標語、作文、ポスター、絵画の展示

期間 11月27日(土)
↓
12月12日(日)

場所 東御市中央公民館
2階ロビー

心配ごと相談

(家庭、隣人に関する心配ごと等)
「人権週間」の活動として、人権擁護委員による人権相談所を開設します。

日時 12月3日(金)
午前9時～正午
午後1時～午後4時
(受付は終了の1時間前まで)

場所 東部人権啓発センター
相談室
*秘密厳守。当日、お越しください。

12月4日～10日は人権週間です。

●主催：東御市 東御市教育委員会 東御市人権尊重のまちづくり審議会 上田・佐久地域人権啓発活動ネットワーク協議会
●協力：上田人権擁護委員協議会東御支会 ●問い合わせ：人権同和政策課 人権同和政策係 (東部人権啓発センター内) TEL0268-64-5902

